



水生生物の保全に関する水質環境基準に新規項目が追加されました

〈水質環境担当〉

水生生物の保全に係る水質環境基準として、平成24年8月に「ノニルフェノール」が、平成25年3月に「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）」が追加されました。

また、平成25年3月に要監視項目として「4-*t*-オクチルフェノール」、「アニリン」及び「2,4-ジクロロフェノール」が新たに追加されました。

これらの目標値は、水生生物への影響を未然に防ぐ観点から、維持することが望ましい水準として設定されています。

表1 水生生物の保全に係る水質環境基準項目の基準値及び要監視項目の指針値

	水域	環境基準項目（基準値）		要監視項目（指針値）		
		ノニルフェノール	LAS	4- <i>t</i> -オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール
淡水域 （河川・湖沼）	生物A	1	30	1	20	30
	生物特A	0.6	20	0.7	20	3
	生物B	2	50	4	20	30
	生物特B	2	40	3	20	20
海域	生物A	1	10	0.9	100	20
	生物特A	0.7	6	0.4	100	10

（単位は $\mu\text{g/L}$ 、基準値は年間平均値）

淡水域（河川・湖沼）

生物A：イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域

生物特A：生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域

生物B：コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域

生物特B：生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域

海域

生物A：水生生物の生息する水域

生物特A：生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域

当センターでは、公共用水域測定計画に基づいて、県下の環境基準地点などで採水及び分析を行っています。分析は、下図のガスクロマトグラフ質量分析及び液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計を用いています。



ガスクロマトグラフ質量分析計



液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計